

事業所母集団データベース整備 における照会業務の概要

2021年4月6日

総務省統計局事業所情報管理課



統計法(平成19年法律第53号)第27条第一項

- 総務大臣は、行政機関等による 正確かつ効率的な統計の作成 及び 統計調査その他の統計を作成するための調査における 被調査者の負担の軽減に資することを 目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。(一部略)



照会業務に活用する行政記録情報

➤ 労働保険情報

- 労働保険は、厚生労働省が所管する労働者災害補償保険及び雇用保険の総称であり、原則として、事業者が労働者を1人でも雇う場合には、労働保険への加入が必要。
- 労働保険情報としては、事業所等の名称・所在地・常時使用労働者数、産業分類(中分類)、業種等を収録。

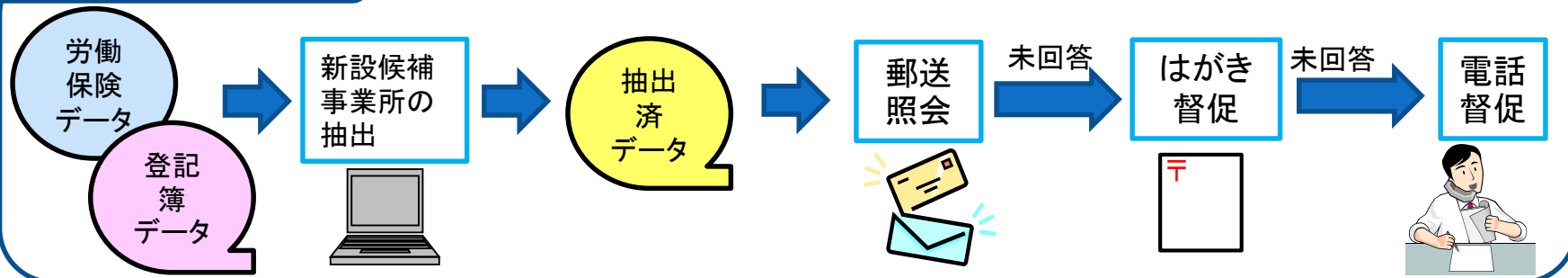
➤ 商業・法人登記簿情報

- 商業登記は、会社(株式会社等)等について、法人登記は会社以外の法人(一般社団法人等)について、その名称や所在地等を公示する制度で、法人の設立、移転、商号変更、合併、解散等の事由が発生する場合は法務省に申請が必要。
- 商業・法人登記簿情報としては、法人の名称・所在地・本支の別・設立年月日等を収録。



新設事業所の確認

照会フロー



照会項目

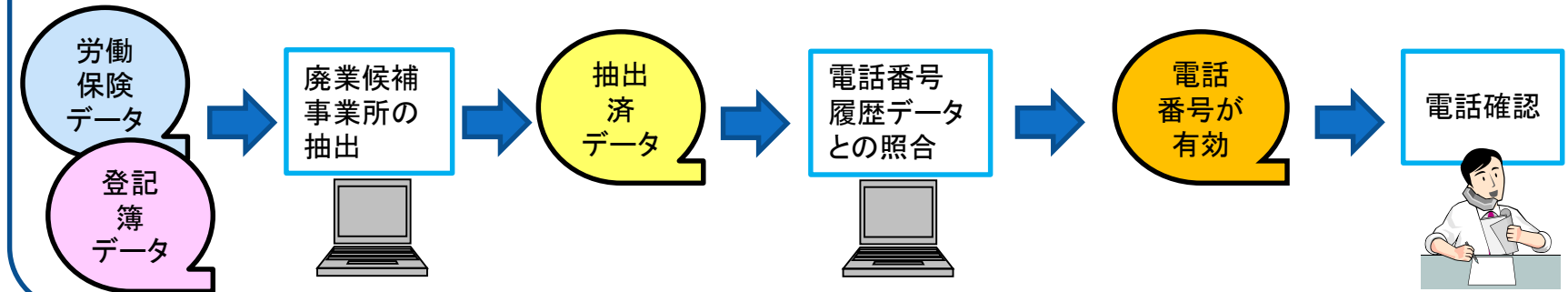
名称・所在地
事業所の活動状態
事業の開始日
事業所の通称名
代表電話番号
事業所の従業者数及び常用雇用者数
事業所の主な事業の内容
事業所の売上（収入）額等

経営組織
法人番号
単独・本所・支所の別
本社事業所の名称・所在地・電話番号
会社法人等の概要
（資本金等、常用雇用者数、国内支所の数、
主な事業の内容）

事業所母集団データベース整備における照会業務の概要

廃業事業所の確認

確認フロー



確認項目

名称・所在地
移転の有無
事業所の活動状態
現在の事業の運営方法
確認対象事業所と電話がつながった事業所の関係

事業所母集団データベースへの収録イメージ

